

今給黎総合病院 奨学金貸与規程

第1条 この規程は将来当院に就職を希望する者が看護師の資格を得るため、学校に在学あるいは入学した者に対し、修学に必要な奨学金を貸与することを目的とする。

第2条 奨学金は、心身健全、成績優秀で将来有能な看護師になると認められる者で次に該当する者に対し、貸与するものとする。

1. 学校に在学または入学が決定した者で、卒業後看護師として当院に勤務できる者。

第3条 応募者は次の書類を提出するものとする。

1. 履歴書
2. 調査書（成績証明書）
※社会人経験のある方は最終学歴

◎ 最終審査に合格した方については下記3、4、5を提出

3. 奨学金貸与申請書・誓約書
4. 診断書（学校で実施される集団検診の内容でも可）
5. 連帯保証人2名印鑑証明書（各1通）

※ 奨学金の応募書類に記載された個人情報には本規程のために利用され、その他の目的には利用されません。

第4条 応募者に対して当院は書類審査を行い、書類選考通過した場合に本人、保護者（保証人）と面接し、合格者に奨学金を貸与する。入学生は4月分より、在学者は合格の月より貸与とする。

第5条 奨学金の貸与金額、貸与（振込）時期については次のとおりとする。

1. 学生に対する奨学金は、原則1ヵ月 5万円とする。
2. 貸与（振込）時期については、毎月25日までに学校・学園を通し、奨学生に貸与するものとする。但し、個別で貸与申請した者については、申請時に記載した指定口座に振込み、貸与するものとする。

第6条 奨学生は卒業後、直ちに正看護師を取得し、次に定める期間を勤務した場合、奨学金の返還を全額免除する。

1. 専門課程（4～5年目）で在学2ヶ年分貸与する場合

4月1日入職以後、満2年

2. 看護専門学校等で在学3ヶ年分貸与する場合

4月1日入職以後、満3年

3. 在学途中から貸与する場合

4月1日入職以後、貸与期間

- 第7条 奨学生のうち、国家試験不合格につき正看護師未取得の場合、在学中に貸与された奨学金の全額を期日までに返還しなければならない。また、採用内定も取消とする。
- 第8条 入職後、第6条に定める期間勤務しなかったときは、原則として在学中に貸与された奨学金の全額を退職日までに返還しなければならない。
※試用期間満了（6ヶ月）により本採用されなかった場合も含む。
- 第9条 入職後の給与・賞与・退職金等は、奨学金貸与者も他の者も一切変わらないものとする。
- 第10条 奨学生が健康上などの理由により当院に不採用のとき、または卒業後直ちに当院に勤務しなかったときは貸与された奨学金の全額を1ヶ月以内に返還しなければならない。
- 第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、学校長の意見を徴して、奨学生としての資格を取り消すものとする。
1. 留年または退学したとき
2. 学校成績又は、性行が不良となったとき
3. 卒業の見込みがないとき
4. 長期欠席、休学、死亡したとき
5. その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- 第12条 奨学生は前条によりその資格を失った時は、それまでに受けた奨学金の全額を1ヶ月以内に返還しなければならない。
- 第13条 学校長は当院奨学生が第11条のいずれかに該当したときは、直ちに当院院長に連絡するものとする。
- 第14条 連帯保証人は2名とし、うち1名は保護者、他1名は独立の生計を営む第三者とする。
- 第15条 連帯保証人は該当生徒が第7条、第8条、第10条にもとづき奨学金を返還しなければならない場合、本人が返還に応じない時は、代わってすみやかに返還しなければならない。
- 第16条 連帯保証人が死亡、転居等移動を生じたときは、遅滞なく必要書類（戸籍謄本又は住民票）をもって当院に届けなければならない。連帯保証人が死亡したときは、新連帯保証人をすみやかに当院に届けなければならない。
- 第17条 誓約書の連帯保証人2名は自筆で記入・署名・捺印し、印鑑証明書を各1通添付すること。